

記者発表資料

利根川上流河川事務所発注工事(R3河川維持工事)において、「災害時に河川状況把握を行う人材育成・確保のための取り組み」を試行します。

利根川上流河川事務所では、洪水や地震等が発生した際には、堤防等の異常や被災が生じていないか、状況把握(点検)を行っています。

この状況把握は、河川維持工事とあわせ委託していますが、その対応は災害時であり昼夜間・休日を問わず迅速、かつ、悪天候等厳しい条件下での出勤になるため、交替要員含め複数の人材を必要とします。また、異常を発見する能力も求められるため、別紙の要件を持つ人員配置を条件としています。

災害の発生等を考慮し、状況把握を行える体制を確実に確保しておく必要がありますが、それを行える人材(状況把握員)を複数名確保することは、前述した条件もあり厳しい状況です。

この状況を踏まえ、状況把握員となり得る人材(今後の担い手)を確保するため、試行的な取り組み(R3年度河川維持工事(随時入札公告))を実施します。具体的には、資格等を持つ状況把握員2名1班で行っていた体制を、1名は資格等を持たない方を補助員(訓練生)として配置していただきます。

但し、補助員には、実際の出動に備えて最低限の基礎的な知識を習得させるため、受注者は河川維持管理技術者による講習会を開催し、これを1回以上受講し、現地での訓練や実務を通して、今後の状況把握員になり得る、川を診られる人材の育成を推進するものです。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ、茨城県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、刀水クラブ・テレビ記者会、千葉県政記者会、都庁記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所
おぶち やすまさ
副 所 長:小渕 康正
おおすぎ まさみ
管 理 課 長:大杉 昌巳
電 話 番 号:0480-52-3952

■対象工事

R3年度から実施する管内河川維持工事(11工事)

■これまで求めてきた状況把握員の資格等

下記の①、②、③、④のいずれかの要件を有する者であること

- ① 1級土木施工管理技士の資格を有する者。
- ② 2級土木施工管理技士の資格を有する者。
- ③ 発注者が上記②と同等以上であると認めた者。

※③でいう同等とは下記のとおりとする。

ア)2級建設機械施工技士

イ)2級造園管理技士

ウ)2級土木施工管理技術検定試験の受験資格を満たし、
うち河川工事に関する実務経験を1年以上有している者

エ)地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局開発建設部、都道府県または政令市が発注した河川の状況把握業務の経験有している者

- ④ 河川維持管理技術者又は河川点検士の資格を有する者。

■これまでの状況把握員の体制

有資格者2名 + 運転手 × 2班 + α(交替班)

■今回の試行

有資格者1名 + 補助員(訓練生)1名(※) + 運転手
× 2班 + α(交替班)

※実務への配置前に、河川維持管理技術者による講習受講を義務付け。

なお、講習会開催(講師依頼)の費用は官が負担する。

※補助員は、普通作業員扱いでの人件費計上とし、再委託も可能とする。

※補助員(訓練生)は、1年間の講習及び業務経験(1回以上)により、有資格者と同等の経験を有するものとする。

(状況把握員資格 ③発注者が同等以上であると認めた者 エ)に該当)

※本試行は、R3年度河川維持工事(随時入札公告)に導入する。

(参考)河川維持管理技術者について

<https://www.ree.or.jp/outline/>